

平成17年3月9日(水曜日)第1回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	榎津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	佐藤良一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	折原敬	教育委員長 職務代理者
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	武田浩	農業委員会会長
鹿間康	企画調整課長	秋場元	財政課長
宇野健雄	税務課長	斎藤健一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	真木憲一	会計課長
安彦守	水道事業所長	那須義行	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	鈴木英雄	社会教育課長
石山忠	社会体育課長		選挙管理委員会
安孫子雅美	監査委員	三瓶正博	事務局長
小松仁一	農業委員会 事務局長	布施崇一	監査委員 事務局長
事務局職員出席者			
片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

平成17年3月第1回定例会

議事日程第4号

平成17年3月9日(水)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成17年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

平成17年3月第1回定例会

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

平成17年3月第1回定例会

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、3月7日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成17年3月9日(水)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
13 14	神輿の祭典について 市立図書館について	<p>昨年の総括と課題について 今年の祭りの活性化策について</p> <p>本市の図書館は完成してから13年が経過し、蔵書も12万冊に達しようとしています。今後、より一層の利活用を図るために以下の事項について伺います。</p> <p>開館日数の増加と開館時間の延長について 民営化と選書方法について</p>	10番 荒木春吉	市長 教育委員長
15 16	行政一般について 教育行政について	<p>行財政改革について 教育委員会制度について</p>	18番 内藤 明	市長 市長・ 教育委員長
17	防災行政について	<p>高齢者など災害弱者への対応について</p> <p>自主防災組織の推進について 地域におけるネットワークの推進について</p> <p>(イ)災害時要援護者の登録制度について (ロ)見守りボランティアの制度について</p> <p>災害弱者を支援するための地域防災計画への対応について</p> <p>(イ)災害弱者支援対策マニュアルの作成について (ロ)災害ハザードマップの作成について</p>	19番 那須 稔	市長

平成17年3月第1回定例会

荒木春吉議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号13番、14番について、10番荒木春吉議員。

〔10番 荒木春吉議員 登壇〕

荒木春吉議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、通告してある13番神輿の祭典についてと、14番市立図書館についての質問をいたしますので、市長及び教育委員長の答弁をよろしくお願いたします。

まずは、13番の神輿の祭典についてからお伺いたします。

昭和58年に4団体で始まった本市の神輿の祭典も、22回目になった昨年は初めての平日開催にもかかわらず、26団体 4,000人の担ぎ手による大祭典に発展しました。800年前の鎌倉時代から始まったとされる寒河江八幡宮のお祭りは、江戸時代になると、神輿がまちをめぐって市井の人々に神徳を授ける形へと変化しました。それとともに、神仏供養と神意占いであった流鏝馬も、稲作の豊凶を占うものへと変遷していきました。

人口減社会が目前に迫っている少子長寿の我が日本であります。老若男女が集まって、血沸き肉躍り、そして玉の汗を飛び散らせる神輿の祭典は、我が市民のいきと心意気を体現する初秋の一大イベントに成長してきました。

初の平日開催となった去年は、観覧席の設置やうまい大鍋フェスティバル等々の今までとは違った趣向を凝らして見物人の増加に貢献したように思います。ことしも昨年同様の平日開催と聞いていますが、より一層の神輿の祭典の盛り上がりや官民一体での強力な支援を願って、以下の質問をいたします。

昨年の総括と課題について、2度目の平日開催となる本年こそ正念場と思っていますので、ことしの祭りの活性化策についての2点を伺って第1問といたします。

次に、14番の市立図書館についてお伺いたします。

本市の図書館は、平成3年に完成し、以来13年が経過しました。職員は7名体制となり、蔵書冊数も発足当初の5.4万から11.8万へと充実発展してきました。平成17年度市政運営の要旨の22から24ページに明記されているように、社会教育施設である図書館は、人材育成と生涯学習の拠点であります。

20世紀が学校歴なら、今世紀は学問歴と学習歴の世の中でしょう。今冬初当選した齋藤知事の応援街頭演説をした「ヤッシー」こと長野県の田中康夫知事は、週刊SPAの信州 commons 革命の中で、「人材ではなく人財」と表現していました。図書館というハードは巨大な引き出しですから、中にはあふれんばかりの本、雑誌、漫画、CD、DVD等々のソフトが詰まっていなければならないと思います。

図書館は、例えて言えば砂漠のオアシスとラクダ、航海船の羅針盤と星、宇宙船地球号のアマゾン熱帯多雨林かと想像します。本市の子供から大人までが集い、遊学し、元気になって帰っていく空間が図書館です。

全国の各自治体では、図書館のサービスとしてさまざまな取り組みがなされています。本市では、来年度から行革推進課ができて大変厳しい財政かと思いますが、市民の利便性と蔵書冊数のより一層の拡大充実を目指して、以下の項目について質問をいたします。

開館日数の増加と開館時間の延長はできないのか。民営化と選書方法についてどのように考えるのかの2点を伺って、第1問といたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 寒河江まつりの神輿の祭典の昨年の総括について申し上げます。

神輿の祭典は、おっしゃるように昭和58年に「熱狂！はだか神輿」として始まりましたが、今では寒河江まつりのメインイベントとして、市民はもとより、市外、県外から多くの観客を集めております。祭典の開催においては、伝統を大切にしながら、整備されるまちや施設を生かし、常に競演形態を工夫し、将来の担い手である子供たちに夢と感動を与え、人と人との触れ合いを大切にしていることはまことに素晴らしいことでございます。

このように関係者の努力によって発展してきた神輿の祭典にも、昨年は、国民の祝日に関する法律の改正に伴う敬老の日の移動、すなわちハッピーマンデー問題がありました。関係者一同苦難の検討を進め、最終的には伝統を重んじ困難を乗り越えることが発展につながるとの強い決意のもとに、9月15日の平日開催を決定していただいたところでございます。担ぎ手の確保、子供神輿や企業神輿の参加、観客の動員、そして交通規制や駐車場などの確保についても大変な困難が心配されたところでございます。

市としましては、まつり実行委員会との連名で企業や団体等へ文書による協力要請を行うとともに、教育委員会や警察とも話し合いを行いながら実施体制の整備について取り組んでまいりました。その結果、小中学校は休業日となり、多くの企業の理解と協力を得ることができ、さらには交通対策等についても、関係の皆様様の綿密な計画のもとに、関係機関の指導を仰ぎ万全を期して準備をしてまいりました。さらに、渡御コースについても、平成16年3月に完成した神輿会館やみこし公園をフィナーレ会場として、より盛大な神輿の祭典にしていこうということから従来の渡御コースを変更しての演出が行われたところでございます。

また、オーロラビジョンによる新しい演出、JRや温泉組合や料理飲食業組合との連携による栈敷席の発売などの観光誘客対策も実施されまして、さらには地元の皆さんによる振る舞い酒などが行われるなど、関係者一丸となって知恵を出し合い、エネルギーを結集しながら準備を進め、神輿の祭典を迎えたのでありました。

初の平日開催となった神輿の祭典は、例年以上の盛り上がりの中、大成功のうちに幕を閉じることができました。担ぎ手と沿道や広場を埋め尽くした観客が一体となって、まちは次第に熱気を高め、フィナーレ会場の駅前広場では、きらびやかに輝く神輿会館を前に次々に熱い競演が繰り広げられたところでございました。実り豊かな寒河江の秋の一夜を熱く演出した神輿の祭典は、まさに寒河江の元気印であり、その心意気を内外に示したものであると言えます。

次に、課題ということでございますけれども、いろいろ改善すべき事項もあるうかと思えます。その一つが、神輿の祭典の平日開催に伴い子供神輿の町内渡御は、保護者の都合からどうしても休日開催にしなければならない団体もあり、神輿の祭典に参加できなかった団体もありました。二つ目には、祭りの経済効果を一層高めていくためにも神輿会館を活用するなど前夜祭の充実などを図りながら、商店街や観光関係者の取り組みを拡大する必要が感じられたところでございます。

次に、ことしの祭りの活性化対策についてでございますが、実行委員会では既に9月15日平日に開催することが決定されております。祭典のさらなる充実と改善事項の解決に向けては、これまでも諸問題の改善と新たな演出の導入に努めてきておりますが、さらに推進するため、寒河江まつり実行委員会の中に交通対策委員会とか、誘客事業委員会とか、協賛事業委員会などを設けると聞いております。特に誘客・協賛事業につきましても、多くの関係者に取り組みをお願いしなければならないものであり、経済効果面だけでなく、市民意識の高揚や連帯感の醸成とともに、祭りの魅力を高めることにもつながる重要な事柄でもありますので、関係者各位の協力をお願い申し上げたいところでございます。

今や神輿はさくらんぼ、そして花・緑・せせらぎとともに寒河江のシンボルとしまして全国に誇り得るも

のになっております。その神輿をまちづくりに生かすべく寒河江駅前交流センターとして神輿会館を建設したわけです。ぜひとも神輿会館を活用し、年間を通じて神輿のまち寒河江を演出していくことが、さらなる神輿の祭典の発展につながるものと確信しております。市といたしましても、先ほどの誘客事業委員会と連携し、JRや県及び周辺市町との協力を行いながら、近県だけでなく首都圏をも対象に観光誘客を進めてまいりたいと思っております。

今、三位一体の改革のもと、行政も大きな見直しを行っておるところでございます。祭りにつきましても、民間主導による民間活力の活用が今以上に求められている中で、長期的な展望に立ちながら検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

今後の具体的内容につきましては、実行委員会や神輿会の皆様に準備をお願いすることとなり、御苦勞をおかけすることになるわけですが、ことしもすばらしい感動を多くの人々と分かち合いたいものと思っております。市としても最大限の支援を行ってまいりたいと思っております。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

〔折原 敬教育委員長職務代理者 登壇〕

折原 敬教育委員長職務代理者 市立図書館についてお答えいたします。

新館オープン以来、これまで図書館資料や情報の提供を基本としながら、乳幼児から高齢者までだれからも気軽に利用していただける図書館を目指し努めているところであります。

今年度から、利用者へのサービス向上と利用拡大を図るため、図書については1人5冊3週間から8冊3週間に、視聴覚資料については1人1点5日間から2点1週間にそれぞれ拡大を図ったところであります。2月までの前年対比で貸出冊数は約14%伸びております。

まず最初に、開館日数や開館時間の延長をふやせないかという御質問であります。

現在の休館日は、第3日曜日の翌日を除く月曜日、第3日曜日、月末、祝日、年末年始、蔵書点検などの特別整理日となっております。月曜日と月末の休館日には、利用者が図書を探しやすいように、あるべき場所に並べたり、図書の背を見やすいように整理するための書架整理や展示ホールの展示がえ、返却期日を過ぎた方への督促状発送のための業務、資料の廃棄作業のほかに定期清掃や施設の点検等開館してはできない業務を行っております。月末については、月末前後が連続して休館日にならないよう臨時に開館し、利用者へのサービス向上に努めております。さらに今年度からは、夏休み期間中である7月末日も臨時開館するなど、可能な限り開館日の増加に努めているところでございます。

これらのことから、開館日数につきましては、これまでの利用者の声やカウンターの混みぐあいの状況から、現在のところ現行の開館日数で市民の皆様にご理解をいただいているのではないかと考えております。

また、現在の開館時間につきましては9時から17時までとなっておりますが、週2日、火曜日と木曜日を19時まで開館することとし、市外に通勤通学している方々が平日でも図書館を利用できるようにしております。このことにより、土曜日と日曜日の利用を組み合わせることにより、ほぼ1日置きの利用が可能となるよう設定しているところであります。

このように利用していただきやすい対応をしておりますが、さらにサービスの向上と利用拡大を図るため、これまで比較的図書館の利用がふえている夏休みや年度末休業の期間中において、開館日をふやすことができないかどうかについて検討していきたいと考えております。

図書館の民営化についての御質問であります。本市では行財政改革を進め、ことしの12月までに行財政改革大綱を策定する予定となっております。民間に対する委託についてであります。民間にゆだねた方が効率的で、より高いサービスを提供できるものは、サービスの向上、地域経済の活性化、行政の経費削減の観点から、民間委託は今回の行財政改革の大きな柱となっているわけであります。

教育委員会としては、図書館運営のより効率的でより高いサービスの向上を図る上からも、市の進める行財政改革と連動しながら、民間委託については今後検討していかねばならないものと考えているところであります。

図書購入費につきましては、厳しい財政状況の中にありますが、図書購入基金の活用を図りながら資料の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、図書の選定方法についてお答えいたします。

本市の図書資料の選定につきましては、公共図書館としての機能と役割を考慮しながら、図書館資料選定要領及び図書選定内規に基づき、図書館として備えておくことが望ましい図書を職員全員で選書の上、収集しております。特に利用者の要望や利用の多い市民に親しまれる文学類や教養、娯楽、スポーツ関係の資料のほか、未来を担う子供のための絵本や紙芝居、児童図書、小中学校の総合学習に活用していただくための関係資料を重点的に選定、収集しております。

また、郷土資料としてさくらんぼや寒河江大江氏、慈恩寺の関係資料や市民の著作物、本市出身である著

名人の関係資料など、市の特色ある資料の収集に努めているところであり、今後も継続しながら資料の充実を図っていきたいと考えております。

図書館では、便利なリクエスト制度を設け、利用者の要望に基づき図書館にない本を購入したり、他の公立図書館から取り寄せたり、また、貸出中の本が返ってきたときに置きし、利用者へのサービスに努めております。資料の内容についての考え方や評価は、読み手である利用者一人一人の自由な判断にゆだねられることから、図書選定内規により除外されているもの以外は、予算の範囲内で利用者の要望に極力こたえるように努めております。そろえてほしい本や読んでみたい本などがある場合には、このリクエスト制度を御活用いただきたいと思います。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 荒木春吉議員。

荒木春吉議員 丁寧な答弁ありがとうございました。

神輿の方ですね、ことしが平日開催2回目です。去年は多分五里霧中というか、わけがわからず時間がたったのかなと私は思っています。きょうは、神輿に関連のある9番から11番までを代表して私が、一番おとなしい私が質問しています。私も細かい話はよくわからないんですが、目的が交通対策、誘客増加のために、いろんな関係当局と去年と比べて時間を早く設定していただいて、よく話を聞いていただいて、協議する事項がまとまらなければ徹夜してでも頑張っていたらいいなと思っています。余り細かいことを言うとけんかになりそうなので、とにかく人は耳二つ、口は一つです。相手の話をよく聞いていただいて、関係当局の話を聞いていただいて、まとまらなければまとまるまで協議していただいて、ことしは担ぎ手が担ぎやすいように、そして見ている人が楽しくなるように、そして市内外から来ていただいた見物客がじゃんじゃん金を落としていただくようにしていただきたいなと思います。

図書館についてですが、開館日数も、開館時間も検討しますということなので、それに期待しておきます。こんなことを言うと怒られるんですが、アメリカの大学では、大学だから市立の図書館とはちょっと違うと思いますが、大学では24時間図書館というのはあいているわけですね。ハローワーク的なところもあって、今失業率何%かちょっとよくわかりませんが、それへの対応なども外国ではできています。情報とお金には国境はありません。これからは、私、情報と言われるとすごく苦手なのでよくわからないんですが、グローバルな人間を育てるためには、グローバルというのはグローバル・プラス・ローカルという造語ですが、そういう人間を育てるために、ぜひ開館日数と時間の増はぜひ検討していただきたいなと思っています。

私、素朴な疑問ですが、そんなに図書を整理する日数というのは必要なのかなと私は思っています。整理するのももちろん大事なんですが、市民がじゃんじゃん利用していただくような体制にもっていったかないと、利用率アップにはつながらないのではないかなと私は思っています。

2番目、私、民営化云々、民間委託、そしてこの間柏倉さんが質問に出した、何でしたか、指定管理者、その違いはよくわからなくて質問したんですが、言わんとするところは、経費削減したお金を図書資料購入費に回していただきたいと、私はそういう趣旨なんです。最初、一番図書購入費が一番あったときは何か1,200万円くらいあった。現在、来年度の予算を見ますと800万円くらいしかありません。私、図書館の生命線は何かと考えますと、図書冊数とあそこの職員の意識の高さが図書館の生命線だと私は思っています。だから、じゃんじゃん本を買っていただいて、あと、職員はいろんなところを見ていただいて勉強していただかないと、図書館の機能は果たせないんじゃないかなと私は思っています。

きょう質問するために、私は、先週の土曜日、傾向と対策を練るために急遽図書館を見てきました。気づいたことを三つだけ申しあげて、選書方法というほどのことでもないんですが、考えていただきたいなと思っています。

私の好きな作家に開高 健という人がいます。幸いにも我が市立図書館にも開高 健全集がありました。彼は、御存じのとおり昔の寿屋というか、今のサントリーですが、サントリーのコピーライターから出発して、第2次大戦のアイヒマンの裁判を傍聴し、ベトナム戦争では弾の下をくぐってルポを書き、その後、世界をまたに魚釣りの本をつくっています。

全集というのは、私が見るところ、全然字ばかり詰まって、市民が手にとろうというか、見ようという気になるのかなと私はいつも思っています。開高 健のよさというのは、魚釣りの本を見ていただくとわかりますが、忙しい現代人のために、字だけじゃなくて、写真満載の本なんですね。要するに片仮名語でいうとビジュアルな、ビジュアル本というんですが、そういう感じなんです。忙しい人でも、字は読まなくても写真さえ見ればよさがわかるんじゃないかなと私は思っています。そういう本を複本にならない程度にあそこ

の関連する開高 健の書架がありましたけれども、私はまだまだ貧しいのではないかなと思って見てきました。

それと、全集には入っていませんが、こんなことを言うともた笑われるのかな。開高 健は人生相談の回答者というか、週刊プレーボーイというやつですけれども、「風に聞け」という題名の本があるんです。これは全集には入っていません。これは若い人向けにユーモア満載というか、そういう本です。もちろん文庫本でも出ていますが、図書館の品位にかかわりますので、まさか新書とか文庫本は用意できないので、そういうものも用意できれば、若い人が手にとって全集も読んでもらえるのではないかなと私は思っています。

二つ目、私の好きな童話作家に今江祥智という人がいます。今江祥智というのは、御存じのとおり学校教科書の編集委員じゃない、何委員というのかな、になっている方だと思います。この人は、女子大で助教授だかなんかやった人で、離婚して、自分の娘さん、冬子というんですが、父子家庭で娘さんを育てた作家です。この人の全集もたしか出ています。30何巻本ですが、まさか全集読むほどの人ももちろんいると思いますけれども、難儀なので、それ向けの撰集が同一出版社から出ています。この間、社会教育課長からヒアリングを受けたとき、帰り道、私、本屋に寄って見てみたら、また学校に入る前の子供さん向けの本が出ていました。一応出版社は民間会社ですから、いろいろ手をかえ品をかえ、意匠をかえ値段をかえて売らんかなで頑張っていますから、それを見て検討していただいた上で、本棚にそろえてもらえればなと私は思っていました。

多分図書館のあそこの子供さん向けの本棚は、市民の利用状況を反映して、多分全集とかそういうものでなくて、いろんな単行本をそろえているんだと思いますけれども、これからは児童書は逆に体系だった本をそろえてもらえれば、市民のあれにもこたえられるのかなと私は思っています。

最後に、三つ目ですけれども、何ていうんだかよくわからないんですが、とにかく本屋さんで出版社のPR誌というのがあります。新潮社でいうと「波」みたいなやつですが、私は、ただでもらって来て月に7冊ほど見ていますけれども、残念ながら図書館には「みすず」というやつ1冊しかありませんでした。あれは本を読むためのアンテナを高くするための装置だなと私は思っています。この私でもただだから7冊見るわけですが、図書館でもそういうのをそろえていただければ、読むことにも役立つし、購入する際の間にも役立てが出来るのかなと私は思っています。

最後に褒めます。行ったとき、私いいなと思ったのは、赤ちゃんを抱いたお母さんが、絵本のあるところを一生懸命育児しながらというか、本を探していたのがすごく印象に残りました。我が図書館も機能はしているんだなと思ってこの間見てきました。ますますこれからじゃんじゃん金を使っていただいて、減らさないでいただきたいなと私は思っています。職員もいろんなところを見ていただいて意識を高めてもらわないと、我々の民力も、民度もつかないなので、ひとつよろしく願いしたいなと私は思っています。何か答弁があればひとつよろしくお願ひします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 神輿のことでございますけれども、一つは、神輿そのものを、それから神輿渡御そのものをにぎやかなものにし、華やかなものにしていくということが必要だろうと思っております。いろいろこれまで企画をかえ、手をかえ品をかえて寒河江のシンボルイベントとしての価値を高めてきたと、存在をアピールしてきたなと思っておりますけれども、これからもやはり神輿、神輿の渡御を存分に生かすことができるようにと思っております。せっかくの神輿会館それからみこし広場はできたわけでございますので、それらをうまく活用してと思っております。

それから、二つには、やはり駅前中心市街地の再整備が今年度で終わるわけでございますし、沼川も整備されます。そしてまたフローラと一体となったところのこの駅前商店街通りが非常に整備されてくる中で、これらを活用して商店街の活性化ということ、にぎわい、安らぎ、そういう面とのつながりというものを、なお一層この神輿を通じて、あるいは神輿だけではございませんけれども、商店街の活性化、中心街の活性化というものに結びつけていかななくてはならないなと思っております。それが寒河江の元気をより取り戻し、さらに伸ばすことになるんだらうと思っておりますので、ですから、神輿そのものというだけじゃなくて、商店街あるいは寒河江市の活性化につながっていくんだというようなことを念頭において私も進めておるところでございます。

そしてまた、いわゆるこの神輿というイベントを通じまして、ほかからの観光客をたくさん呼び込むということが、呼び込めるような地盤ができたわけでございますから、それでさらに観光客、お客様を県内外から呼び込む、これが寒河江市を整備した、あるいは神輿に力を入れておるところのものをそのことによって存分に観光産業に生かしていけると、生かさなくてはならないなと思っておるところでございます。

さらに加えるのは、神輿のみならず流鏝馬も同じ日に行われるわけでございますので、そういう歴史、文化というものを大切に、そしてまたそれを観光に生かすんだというようなことを、やはりみんなに認識してもらって育てていくということに、みんながそういう気持ちになっていかなければならない、いってもらいたいと願っておるところでございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 社会教育課長。

鈴木英雄社会教育課長 お答えをいたします。

まず、図書館の書架の整理日がこんなに必要かという御質問についてでございますが、やはり多くの利用者が図書館を利用されますと、所定の場所に返っていない本があったり、さまざま書架が乱れたりもしているわけでございます。やはり探したい本を探せるという図書館の利用者のサービスのためにも一定の整理日が必要かというふうに考えているところでございます。

それから、作家ですね、開高 健とか、それから今江祥智の作家に関する全集とか、それから全集ばかりでなくて写真なども入った単行本などもそろえてもらいたい。逆に全集などもそろえてはどうかという御意見でございますけれども、これは、今現在、全集のほかにも図書館では単行本もそろえているわけですが、これもやはり一定の予算の中で選書をしているところでございます。可能な限り利用者の要望にこたえていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、先ほども委員長の方からありましたリクエスト制度なども十分に御活用いただければというふうに思っているところでございます。

それから、出版社のPR誌等の話もあったわけでございますけれども、この辺につきましてもさらに今後図書館として研究をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号15番、16番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 通告に従って質問をいたします。

質問に先立って、市長初め関係当局に誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

市長には、選挙後の初めての定例会でありますから、私からもエールを送っておきたいと思います。市長とこうして議場でまた論戦を交えることができますことは、私の喜びとするところでありまして、健康に御留意の上、せいぜい頑張ってくださいと思います。ただ、御高齢でありますから、体の調子のすぐれないときには、余り無理をなさらずお休みをいただくなり、早目に病院に行くことなどをお勧めいたします。なお、その際はくれぐれも行先だけははっきりしていただくことをお願いしておきたいと思います。

それでは、本題に移りますが、初めに行財政改革について伺いたいと思います。

今、地方自治体は、大きな三つの壁に突き当たって、どうすれば乗り越えられるのか逡巡しているように思われます。

一つは、地方自治体を取り巻く社会情勢の変化と、それに起因する行政需要の複雑化、多様化という壁であります。

二つは、分権改革という壁であります。この二つの詳細についてはこれまでも申し上げておりますので、ここでは控えたいと思います。

そして、三つは、この二つの壁を乗り越えるためのいわばこの二つの前に位置する壁で、これを越えなければならぬ基本的で不可欠なものであると考えます。

それは、地方自治体がみずからの行財政運営のあり方や住民との関係を根本から見直すことにほかならず、このことなくして複雑、多様化する行政需要にこたえていくことも、地方分権という課題にこたえることも恐らく不可能であるというふうに思います。その際とりわけ重要なことは、いかなる姿勢と視点、つまり視座に立脚して見直しを進めるかということではないでしょうか。そうした視座の形成にはそれぞれの壁自体を行政としてどう受けとめるかという明確な問題意識が必須であります。言いかえれば、二つの壁を見通した上での行財政運営の見直しが求められているものと考えます。要するに、行財政改革は財政という単眼的な視点からだけでなく、分権型社会における自治体改革の課題について論じられなければならないということでもあります。

さきの定例会における一般質問でも申しあげましたが、民主度を上げるという視座に立って、透明度、説明責任、参加、公平、公正さをさらに向上させるように財政の面も含めてそれぞれの改革が大胆になされるべきであるというふうに思います。

そこで、そうした視点でお尋ねをしたいと思いますが、具体的な役職名を上げて提起しますので、誤解をされると困りますのであらかじめお断りしておきますが、個人的には何の企図、企てもありませんので御了承をいただきたいと思います。

まずは、助役ポストを空白にするか、もしくは収入役ポストを廃止し助役が兼務することについてであります。

地方自治法の改正に伴って、人口10万人未満の市では収入役を置かず長または助役が兼ねることができるようになりました。最近の新聞報道によれば、県内では村山、上山の2市が収入役ポストを廃止し助役に事務を兼務させる方針と言われます。

以前私は、本議会で、佐藤市長のようなベテラン市長は助役ポストについては、空白にしてもよいのではないかというふうに申しあげたことがあります。当時は、全国的に見ると助役を置かない自治体はありましたが、収入役については法律要件でありました。こうした法改正を受けて、今後行財政改革の視点からこうした自治体は多くなるのではないかというふうに思われます。財政の厳しさを市民に本気で訴えるのであれ

ば、本市でも検討するべき課題ではないかと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。また、それぞれのポストを廃止した場合、年間に減額される支出額はいかほどになるのか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

次に、特別職の退職金の見直しについてお尋ねをいたします。

最近の自治体における長の退職金減額などの動向を受けて、特別職の退職金が一般職と比較をすると在職年数の割には金額が多過ぎるという市民の指摘があります。本市の場合は、市長が4年間で2,649万6,000円、助役が同じく48カ月で1,167万6,000円、収入役が同じく4年で856万8,000円、教育長が同じく4年で694万8,000円、監査委員が491万5,200円、このようになっております。一方で、山形県市町村職員退職手当組合という組織的な課題もあると思いますが、その市民の指摘について市長の見解と対処方について伺いたいと思います。

次に、議員のうちから選任する監査委員について改めて市長にお尋ねをいたします。

市長が、議員のうちから選任している監査委員について、市民からの信頼性をより高めるために、他の自治体の長も行っているように選任する過程から議会の判断にゆだねるべきではないかと考えますが、見解を伺いたいと思います。

次に、保育所の所長心得についてお尋ねをいたします。保育所の所長心得という役職名について、前近代的で現代にはなじまないのではないかと指摘され、見直しをしている自治体が多いと言われます。そこで、改善を図るべきではないかということをお聞きして、職務上での所長との違いをお聞きして、市長の所見を伺いたいと思います。

次に、チェリークア・パークについてお尋ねいたします。スマートインターチェンジによって開発事業者の誘致に弾みがつくと期待しているようですが、さきに関業業者間における土地の売買も報告されたところであり、このほかにも売りたい意向を持っている業者もいるとささやかれております。景気動向もさることながら、開発業者がこうして次々と抜けていく状況では、計画をそのまま進めることはなかなか難しいのではないかと私は見ております。

そして、公営法をもとにした国の通達による10年を過ぎたものは買い戻しなどの時間的制約がある中で、そのときが刻一刻と近づいているように思われてなりません。そうなれば、市の財政は深刻の度を増し、財政指数も極限に近く悪化することは火を見るよりも明らかであります。市長の誘致に対する一層の努力を期待しているところであります。

ところで、鳴り物入りで進めたこの計画だけに、クア・パークを見直す考えはないとする市長の気持ちは理解をするにしても、仮定の話で恐縮ですが、長が決断し議会が同意をすれば、計画を見直すことが可能かどうか。もしその場合、どういう手続が必要なのか、具体的にお答えいただきたいと思っております。

次に、事務事業の評価制度導入についてお尋ねいたします。

この問題は、以前にも一般質問で行っていますが、導入の考えはないというものであります。行財政改革という中で、去る12月定例会の際にも伺っておりますが、なかなか理解いただけないのかどうか、議論がうまくかみ合いませんでした。そこで重ねて伺いますが、行財政改革をなす場合、それまでの事務事業についての評価がなされなければならず、客観的な基準を設けることが望まれるものと思っております。一昨日も同僚の川越議員より川西市の例を引用して具体的に触れられましたので多くを語る必要はないと思っております。今定例会にも国際交流基金条例の廃止や市民浴場に関する条例の改正などが提案されております。そのことについての是非は別にしても、私も事務事業の見直しや廃止は行政には不可欠なことであるというふうに考えます。

そこで、行政の一人よがりや不毛な議論を避けるためにも客観的な基準と制度をつくる必要があるのではないかと思います。そして、事務事業として継続をするもの、見直しをして廃止をすべきもの、あるいは採算は合わないけれども政策的な判断として行政としてなすべき事業などを見きわめる、市民がわかりやすい判断基準をつくる必要があるのではないのでしょうか。このことによって、初めて市民主体の行財政改革ができるものと思いますが、改めて市長の見解を求めたいと思います。

続いて、教育委員会制度についてお尋ねをいたします。

去る12月定例会における中学校給食問題で、教育委員会に対する市長の検討委員会設置の要請については事前に聞き及んでいましたので、予想内のことでありましたが、ただ一つ残念なことは、市民の皆さんから本日に市長は給食についての態度を変えるのだろうかと聞かれた際に、私は、佐藤市長は信念の人で政治節操はお持ちになっている方だからと返事を濁し、知ったかぶりをして勝手に市長を持ち上げておりましたが、市長に対する私の見方を変えなければならなくなったことであります。

また、それを受け入れた教育委員会の態度については、歓迎したい気持ちと裏腹に、何か釈然としないものがあります。これまでの中学校給食を求める市民の要望や検討委員会設置などを求めた、一連の議員の質問には歯牙にもかけないといった感じで、愛情弁当論を振りかざし、実施する考えはないと拒み続けたにもかかわらず、それを一変させ、俗に言われているようなことでありますが、教育委員会とて任命権者には頭が上がらないと言われているようなことを、裏打ちしたようなことが目の前で見せつけられたからであります。

ところで、本市では、教育委員長や教育長は以前から市長の意向を受けて決定され、そのため教育委員会制度そのものが形骸化しているとの指摘があります。本来、教育委員会委員長、教育長などの人事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律のもとで厳正に選挙され、また、任命がなされるべきものと思いますが、市長の見解を求めたいと思います。

最後に、教育委員長にお尋ねします。その地教法のもとで教育委員会委員長の選挙はどのような形で行われるのか、また、過日の選挙はどのようになされたのか、具体的に伺いたいと思います。そしてまた、同じく教育長はどのように任命されたのかお尋ねし、重ねて誠意ある答弁をお願いし、私の第1問といたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 答弁申し上げます。

その前に一言申し上げます。私はこのとおり元気でございます。そして、議員の方から予定もしていないところのエールを送られて、ますますファイトを燃やしておるところでございます。よろしくお願い申し上げます。

助役ポストと収入役との件でございますが、助役のポストを空白にするかという見解についてお答え申し上げます。

地方自治法第 161条第 2 項で、「市町村に助役 1 人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。」とされております。助役ポストを空白にするかということでございますが、私は、法の趣旨にのっとり助役は首長を補佐し、職員の事務を監督し、首長の職を代理するという重要な職務でありますので、助役ポストの空白はあってはならないものと考えております。

次に、収入役についてでございますが、収入役の職務は、御案内かと思えますけれども現金や物品の出納及び保管を行うこと、現金及び財産の記録管理を行うこと、支出負担行為に関する確認を行うこと、決算を調製し、これを市長に提出することなどでございます。収入役については、地方自治法第 168条第 2 項ただし書きで、「町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。」とされておりましたが、御案内のように昨年法律が改正されまして、人口10万人未満の市についても同様とされたところでございます。

一方、地方制度調査会では、収入役制度の問題点について、電算化の進展などの状況からその役割は変容してきておることや、最近地方行革の必要性の高まりもあり、収入役を置かないこととする市町村が増加傾向にあること、また、特別職としての収入役制度は廃止することとしてはどうか、この場合でも会計事務の適正な執行を確保するため、収入、支出、支出命令の確認など一定の会計事務をつかさどる一般職の補助機関を設置する必要があるのではないかなどの意見が出されておるようでございます。

こうした時代の変化を踏まえ、また、本市においても財務会計システム導入を予定するなど、私は、収入役制度について考えるとき、会計事務処理の公正さを確保するなどが得られれば、収入役制度は廃止してもよいのではないかと考えております。そうした場合、だれがその職務を執行するのか、月例監査などだれが受けるのかなどの課題を今後整理していかなければなりません。また、今回の行財政改革を進める中で、このことについて大いに議論していかなければならないと考えているところでございます。

次に、ポストを空白、廃止した場合の年間の支出削減はとのことでございますが、今申しあげましたように、助役については空白があってはならないこと、収入役にあっては今後の課題と考えておるわけですが、現在議会で上程されておる寒河江市長等及び一般職員の職員の給与の条例に関する条例の一部を改正する条例では、助役、収入役については経費削減のため月額10%を削減することにより、年間の削減額は、助役で83万 4,000円、収入役では71万 4,000円となります。また、このカットした後の給料に共済費とかそれから退職手当組合負担金を合算した人件費としての年間総額というものは、助役は約 1,570万円、収入役は約 1,350万円でございます。

次に、市長の退職手当のことについての御質問がございました。

本市の退職手当の支給につきましては、特別職及び一般職とも、県内40市町村と16の一部事務組合で山形県市町村職員退職手当組合を組織し、退職手当の支給を行っております。支給率については、同組合の条例で規

定されており、一般職の退職手当の支給率は国家公務員に準じ、また、特別職に対する支給率は各県の支給率を参考に決定されております。組合に加入していない4団体の特別職に対する支給率は組合より高い団体が3団体、低い団体が1団体でございます。

また、この特別職に対する退職手当の支給率については、国家公務員に準じて一般職の支給率の引き下げが行われたときには、特別職についても引き下げが行われているということございまして、時宜を得た改正が行われていると思っております。

それから、議会のうちから選任する監査委員についてでございますが、監査委員の選任については地方自治法第196条に定められております。それによりますと、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理それから事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任すると規定されております。これに基づきまして、あらかじめ議長と協議を進めて選任させていただいておりますので、今後におきましてもこの方法で選任していきたいと思っております。

次に、保育所の所長心得についてでございます。

業務上での所長との違いでございますが、心得という呼称は、通常下位の者を当該上位の役職に任用したいが、やや上位役職への任用が早過ぎるようなときに用いられるものであります。所長心得という役職は、所長の役職に任用されたものとみなしておりますので、所長の職務権限のすべてを行使することになるものであります。

また、心得という役職は現代にはなじまないがという御指摘でございますが、現行の任用制度上、慣例として用いられている呼称でもあります。

次に、クア・パークのことについてのお尋ねがございました。

まず最初に、開発公社とのかかわりについての御質問でございます。

公拡法をもとにした国の通達でございますが、昨年6月定例会においても説明申しあげましたが、平成12年4月21日付建設省経整発第26号、自治政第27号により、建設省建設経済局長及び自治大臣官房総務審議官から各都道府県知事と各政令指定都市市長あてに通知されたところの公有地の拡大の推進に関する法律の施行について、土地開発公社関係ということの改正についての通達の中では、地方公共団体はその依頼に基づき、土地開発公社が取得した土地のうち当該土地開発公社による保有期間が10年を超えたものについて、その保有期間が10年を超えた年度の次の年度中に、当該土地開発公社に協議した上で当該土地の用途及び処分方針を再度検討することとなっております。したがって、10年を過ぎたものは買い戻しというのではなく、再度検討しなさいという通達でございます。

さて、このチェリークア・パークの計画についてでございますが、昭和55年8月に高瀬山地区で温泉の掘削に成功してから、温泉利用の開発が市民の悲願でありまして、平成5年4月に本市がチェリークア・パーク基本計画を策定いたしました。この基本計画では、全体をアメニティー空間としての快適な空間を創成し、その中のエンターテインメント空間、いわゆる娯楽、楽しみの空間を民活事業としてとらえ、また、安らぎとくつろぎの空間を公共事業としてとらえたものであります。安らぎ、くつろぎの空間としての公共事業は、都市公園として県のふるさと総合公園として整備されております。

民活事業としては、最上川沿いにホテル、旅館等の宿泊施設を誘致すべく努めてきましたが、今日まではホテル・シンフォニー・アネックスの1施設のみのオープンで、用地が確保されているところの一龍とか、滝の湯の一日も早い着工を願っているとともに、未分譲地の2カ所にも宿泊地として新たな事業者の誘致に努め

て、最上川に面するエリアは当初の計画どおり滞在型の施設を建設していただきたいと考えております。

一方、道路を挟んでの場所の1万坪とチェリーランドが所有している5,000坪の土地については、これまでは必ずしもスパ温泉施設にこだわらず、他の用途であっても温浴施設のある集客機能を持った施設であれば誘致をしていくこととしておりました。これら誘致をする施設については、当初、市の計画に賛同し用地を求めた民間事業者で組織する民活エリア開発推進連絡会が組織されておりますので、民活エリアで新たに事業を計画する場合は、まずこの連絡会に図り、会員の賛同を得て新たな事業者の参画を認めているということで今日まで来ております。エリアごとの事業計画は現在も変わっていないところではありますが、もしも計画の見直しが必要であると考えた場合においては、第一義的に連絡会に図り賛同を得た上であれば見直しをするということもできるものであると思っております。

次に、事務事業の評価についての御質問にお答えいたします。

私は、地方自治体は常に行財政改革に取り組まなければならないものであり、常に事務事業の見直しと効率化を図り、高度化、多様化する住民ニーズに常に的確にこたえていくことが求められているものであると申しあげてきました。事務事業の評価については、具体的な評価基準であるとか、評価制度というものを設けてはおりませんが、例えば、最上川寒河江緑地整備などの大きな事業を実施する場合は、その計画をする段階で、事業の必要性、市民のニーズ、費用対効果、将来の市勢発展にどう生かされるかなどいろいろな角度から評価を行い、事業実施について総合的に判断してきたところでございます。

さらに、事業の決定に当たりましては、都市計画審議会など民間有識者の意見を聞くとともに、議会にも提示し議決をいただいているところでございます。現在、行財政改革を推進するため大綱策定作業を進めておりますが、今後は大きな事業の実施については行財政改革推進本部にも諮り、さらに多方面からの検討をしていくようにしたいと考えております。

また、事務事業の見直しについてでございますが、特に今年度は、行財政改革の視点からすべての事務事業の見直しを行ったところでありますが、個々の事務事業について、達成の目標値というものを設定することが難しいことから、実際に事務に携わる主査・係長からなる行財政改革検討委員会部会のワーキンググループで、事業の現状や目的の達成状況、情勢の変化、市民のニーズの変化などいろいろな角度から検討し、見直しを行い、それを行財政改革検討委員会などでさらに検討を加え、来年度の予算に反映させたところであります。

この事務事業の見直しにおいては、さらに市民の声を踏まえて検討する必要があるとしたものもあり、今後の行財政改革大綱策定、そして改革の推進の中において、さらに事務事業の見直しを行っていく考えであります。このように事務事業については今後においても企画、実施、評価、見直しのサイクルの中でその執行に当たっていきたいと思っております。

次に、教育委員会制度についての御質問にお答えいたします。

御案内のように教育委員会は、地方自治法第180条の5の規定に基づき普通地方公共団体に設置されるところの執行機関でございます。教育委員会の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する方から、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するものとされております。教育委員会は法律の定めるところにより5人の委員をもって組織することとなっておりますので、市長は5人の教育委員を任命しております。

教育委員長選挙並びに教育長の任命であります。法律の定めるところにより教育委員長は選挙により、教育長は委員長を除く委員のうちから教育委員会が任命することになっており、そのとおりなされているよう

であります。したがって、委員長、教育長を選任するに当たって教育委員会の制度そのものが形骸化している
というような指摘があるということですが、私にはそのようなことは全く耳に入ってきません
し、その逆に本市の教育委員会は行政委員会として、また独立した執行機関として、その役割、機能を十分に
果たしているとの声を聞いているところでございます。

私の方からは以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

平成17年3月第1回定例会

〔折原 敬教育委員長職務代理者 登壇〕

折原 敬教育委員長職務代理者 次に、教育委員会委員長の選挙についての御質問にお答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、教育委員長は教育長を除く教育委員の中から選挙により選ぶこととなっており、先般3月1日に開会された教育委員会での委員長選挙は、同法及び教育委員会会議規則第2条ただし書きによる指名推選の方法により行われました。

次に、教育長の任命につきましては、同法第16条の規定により委員長を除く4名の委員の中から委員の合議により教育委員会が任命をいたしました。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時05分

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員。

内藤 明議員 御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

私の言い方というか、聞く際、聞き取りをいただく際に言い方が足りなかったのかどうかわかりませんが、ちょっと少し違った形で答弁をされたところもありますが、2問の中でただしていきたいというふうに思っています。

早速2問目に入るわけですが、助役の空白は、それは許されないんじゃないかというようなことでした。収入役廃止についてはそういうこともあり得るということで、行革の中で検討をするような話でございました。

これは、新聞等を見ますと、両市とも人件費削減と事務の効率化の進展などを理由に上げているというふうなことでありますから、そういう意味では、そうしたことについてできるだけ早い機会にそうした議論をできることを願っているわけですが、もしかしたらそうした市ほど寒河江市の財政はそんなに深刻でないというふうに市長には自負があるのかもわかりませんが、当然これはそれぞれの役職の任期といいますが、任期満了といいますが、というふうなタイミングもあるというふうに思いますけれども、これは住民に市の財政の厳しさというものを訴えるためにはかなりのインパクトになるのではないのかなと。役所もそこまでやるのか、であれば市民も何とか協力しなくてはならないんじゃないのかと、こういうふうな気持ちを持つのではないかというふうに思います。

ですから、行革委員会の中でいろいろと議論するということでありますから、そこに荷を預けたいというふうに思いますが、ぜひ優れた結論が出されますよう祈っておきたいというふうに思います。

それから、退職金の問題であります。これは、特別職の退職金ということで申しあげたところであります。12月の選挙の際にもいろいろと話題に上りました。先ほど申しあげましたような形で私どもも市民の皆さんに御訴えをしたところであります。なかなかやはり一般職と違って退職金が高いんだと、こういうふうな率直な御意見でございます。

それで、一般職の退職金の見直しがなされた場合に特別職についてもなされるというふうなことで、時宜を得ているというふうなことであります。市民感覚からすると、そういう意味で市長4年の中で先ほど言いましたような金額が退職金として手にされるわけであり。これは相当やはり感覚からいってかけ離れているというふうな金額ではないのかなというふうに思います。

先ほど言いましたように、市長からも答弁ありましたように、県の退職手当組合の問題もあるというふうに思いますが、先日鶴岡市で市長の退職金を減額したというふうな問題が私の記憶にありましたので、調査をしていただいたところ、何か鶴岡市だけが高く退職金を支給していたというか、だったそうでありまして、このことからすれば、県の全体の足並みというのもあるんだろうというふうに思いますけれども、本市の退職金をそれぞれ減額をするというのは可能なんじゃないかなというふうに思います。する気がないんであれば、それはいたし方ないんであります。いずれ財政が厳しくなって、そうしたところにも市民の目は注視されるのではないのかなと思いますので、どうぞ市長はそうしたところも覚悟を決めておいていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、議員から選任される監査委員についても伺ったところであります。その答弁の中で、議長と協議を行っているというふうなことがありました。それで、その協議について具体的にどういう協議をなさっているのか市長にお尋ねをしたいというふうに思います。例えば議会側で協議をしてくれというふうなことを、荷を議会側にゆだねているのかどうかも含めてであります。どうした協議がなされているのかお伺

いをしたいというふうに思います。

それから、次に、所長心得というふうなことでお尋ねをいたしました。職務上は所長と同じなんだというふうなことであります。そうした考え方についても市長から御答弁をいただきました。ただ、市民の感覚からすれば、市長も先ほど言われましたが、所長のもとで近々所長になるべき方が所長とはこういうものだというふうなものを、身をもって習得する短期間に短期的に置かれる立場なのではないかなというふうに思っているところではありますが、職員名簿等を見ますと、相当長い間そうしたところにいる方もいるようであります。呼称も非常になじまないというふうに思いますし、一般職との差別があるんじゃないかというふうな指摘をする方もおられます。例えば課長心得なんていうのは一般職にはないわけですよね。そういうことからすると、そうした指摘もあながち間違っていないというふうに思うわけではありますが、そうしたことについて改めて、指摘について改めて御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、クア・パークについてであります。ちょっとこれは私の言い方も悪かったのかもしれませんが、いろいろと計画の変更等についてお答えがありました。開発連絡会の中で諮って賛同を得て見直すことができるという話でありましたが、私が聞かんとしたことは、いわゆるあの地域はリゾート法を初めとしてさまざまな法の枠といいますか、規制がかかっております。その法的に見直すことが、法的に見てそうした網がかかっているわけではありますが、事業を見直すことが可能なかどうかということをお聞きしたところであります。改めてその点についてお答えをいただきたいと思っております。

それから、事務事業の評価について伺ったところであります。最上川緑地公園について市長からお答えもありました。市長の言わんとするのは、これは事務事業の評価でなくて、いわゆる市長の言われたのは私は政策評価だというふうに思っております。事業を進めようとする際に、市民などの参加を得て、どういうふうな事業をしたらいいんだろうかというふうなことから始まって、こういうふうな成果がある、こういうふうな成果が上がるなどというようなことを説明をする、いわゆる説明責任というふうな、アカウントビリティとか、そういうふうな形で言われていますけれども、そういうふうな場面での私は政策評価だというふうに思っていますけれども、ここで私が言ったのは、そうではなくて、市民参加のもとで行革をなすというふうなことを言っているわけですから、そうした点で承りたいというふうに思っていたところであります。

もう少しそういう意味では中身を深める意味で議論をしたいというふうに思っていますが、行政改革に先進的に取り組んでいる自治体では、こうした事務事業の評価などを取り入れて費用対効果などの関係を住民に既に公開をしております。そして、行政施策の政策の目標を定めて、難しいとする見方もありますけれども、目標として認識して、その達成度あるいは進捗度を管理することで行政活動の有効性といいますか、そうしたものについて数値によってあらわしているんですが、これは行政改革を進める上では、これは市民には大変わかりやすいというふうに思います。それでは、そういうことでは私は行革を進める上での第一歩ではないかなというふうに思っています。

第一歩と言ったのは、もう少しあるわけでありまして、もっと先進的などと言っていいのかわかりませんが、ある自治体ではもう既に発生主義会計というふうなものを取り入れながら決算書なども作成して、そういう中で、つまり行政コストというようなものを計算を行って、この事務事業システムの成果といいますか、費用と合わせて斟酌しながら、これだけの費用でもってこれだけの事業成果を上げた。あるいは成果指標といいますか、何ポイント上げた、向上したというふうな結果を住民に知らせ、提供しているところもあります。

誤解があると困りますのでつけ加えて言いますが、行政は何も、行政の仕事というのはコスト面だけ

を考えればいいというわけではありませんけれども、いわゆるそういうことでは客観的な一つの判断材料になるというふうに思うところでありまして、それはやるとすれば100点なんていうふうなものはないわけでありまして。難しさもあるわけでありまして、そうしたやはり客観的な物差しをひとつつくる必要があるのではないかということをお願いしたかったわけでありまして。改めて市長の御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、教育委員長、教育長の選任についてであります。市長の答弁については、市長の言われることはわからなくもありません。それ以外のことは考えられませんから、答弁としての内容は別にして、予定どおりの、予想どおりの答弁というふうに思っておりますけれども、これは、実をいうと2月の初旬、2日だったと思いますけれども、教育委員について同意を求められる臨時議会があったわけでありまして。そこで実はただそうかなと思っておったんですが、その後の人事にかかわりが出てくると困るなというふうに正直思ったもんですから、そこではお聞きをしなかったんです。この一般質問でお聞きをしたんですが、市長にはよく考えていただきたいというふうに思っているんですが、議員の中には市長の答弁のとおりなんだなんていうふうに思っている人は、多分だれ一人として私はいないというふうに思っているんですが、要するに初めから教育委員長の後がまはこの方で、教育長はこの方ですよというふうにみんな知らされているんですね。しかも、それも同意を得る前なんですね。

市長の意向を受けて人事がなされるというのは、そのことをもって私は言っているわけでありましてけれども、こうしたことに触れることは実は私はタブーなんじゃないかなとずっと長い間思ってきました。そういうことでは市長に伺いますか、市長の考え方をもとに教育行政に伺いますか、回すこともあるいは必要なのかなと思ったこともありまして、長い間胸の中にしまい込んできたわけでありまして、じゃあ、なぜこの問題に触れたか伺いますと、去る12月の議会の中で、市長は、中学校給食の問題について、所掌事務は教育委員会にあるんだというふうな額面どおりの冷たい、冷たいと言ってはなんですが、そういうふうな答弁をなさいました。法的には確かに市長の言われたとおりなんですね。学校給食についての事務は教育委員会でありまして、そのように法に書いてありますからそのとおりなんですが、その答弁によって、私の胸中にあった、しまっておいた伺いますか、しまっておいた気持ちに火がついてしまったんですが、つまり市長は法律的にはどうのこうのというふうに言いますが、要するに欲するところはこの触手を伸ばしているのではないかと、こういうふうに確信を持って私は疑念を抱いたからであります。

これ以上さらに突っ込んだ議論をしようというふうには思いませんけれども、暗にお認めになるのであればそれでも結構ですし、もし反論があれば、さらに承りたいというふうに思いますが、それから、教育委員長にお尋ねしたのは、そういう意味で委員会制度を形骸化させてほしくない、というふうな強い思いからであります。お門違いだというふうに言われるかもしれませんが、私は、そういう意味で中学校給食の実施は市長の腹一つ、私はというよりも市民は、腹一つと、こういうふうに見ていますね。

そういう意味では、市長は、教育委員会の所掌事務だというように言われますけれども、私は、これまでも教育委員の皆さんと、あるいは既にOBになった方なども含めて、いろんな懇談をする機会がありました。ときには一献酌み交わしながらこうした話題についても話したことがあったわけでありまして、こんなことを言っているか悪いかわかりませんが、言ってしまうと、ある委員いわく、中学校給食に対する私たちの気持ちは議員はよくお分かりになるでしょう、こう言うんですね。私たちが住民の一人でありまして、うふうなことなんですよ。そんなに変わらないですよと、こういうことなんですね。暗に、私は賛成なんだが、どうも大御所がだめなんだというふうなことを示唆しているように私は受けとめたわけでありまして。

本来、教育委員会には住民の教育行政に対する要求も吸い上げて、それを教育行政に反映させるというふう

な職務もあるわけでありますから、顔色のうかがう方向を間違えないでほしいというふうに思っています。

それで、具体的に今教育委員長の選挙などについてお答えをいただきました。委員長の場合は指名推選で行ったというようなことでしたが、委員長に推薦された方は入院しておって欠席したのじゃないかなというふうに思っておりますが、真相はわかりませんが、その選挙の際、指名推選だそうでもありますけれども、本人の同意といえますか、受諾といえますか、どうなったのか、その辺についてお聞きをしたいというふうに思います。

以上、2問といたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かにまた質問がございましたが、答弁いたしたいと思います。

収入役の件でございますけれども、単に経費の削減とかいう分野だけのみならず、そういうだけでなく、やはり今のような歴史的にも収入役の置かれてきた立場の中でどういう仕事にタッチしてきたと、あるいは内部牽制という会計面上等々から役割を果たしてきたということも十分着目して、それがこういう時世の変遷あるいは電算機等の開発、普及それらをかながみまして考えるべきことじゃないかなと、このように思っております。1問でも答弁申しあげたとおりでございます。

それから、退職金のことでございますけれども、先ほども答弁申しあげましたように、一般職の改定に伴い、特別職につきましてもこれを、率の引き下げを図っておるわけでございます。そしてまた、これは一部事務組合参加の方々の理解もちょうだいしながら、これを今後どうするかというようなことは理解をちょうだいしなくてはならない問題でもございましょうから、今後の一部事務組合の問題としてもどういようにいかというようなこともあろうかなと思っております。

それから、監査委員の問題でございますけれども、先ほど答弁申しあげましたとおりでございます。監査委員には監査委員としての資格といえますか、適性とか、それから経験とか、そういうものが求められておるわけでございますから、そういうことも勘案しながら、じゃあ議会としての方にどういう方がいらっしゃるというようなことを議長と十分話し合いして、じゃあ、この方ということで議会で提案しているということでございます。

それから、心得でございますけれども、心得という名前がどうも古いんじゃないかなというようなことでございますけれども、これは私の就任以前から使っておるものでございますし、所長というのは、以前ですと一般の事務職も施設の長、保育所長になっておるというようなことも聞いておりましたけれども、現在、保育師の資格を持っておる者が保育所長あるいは保育所長の心得ということにしておるわけでございます。そんなことから、いろいろ給料の職務等級といえますか、標準職との絡みもございまして、現在は心得ということにしまして、実際は所長の仕事をやっていると。外部的には所長としての仕事をやっておるということになるかなと思います。

それから、クア・パークでございますが、これはやはり法的にどういう網がどうかというようなことは特別にはないと思っておりますが、やはりリゾートの重点地域にその事業として整備したものでございますから、それらに則したところの整備というような、あるいは利用の仕方というのが、これは考えられなくてはならないんだろうと思っております。

それから、事務事業のシステムということでございますけれども、こういうシステムとしましては、いろいろの分野での行革というようなことがあろうかなと思っておりますので、いわゆる政策評価というような分野と、あるいは事業事業の分野と、もう一つには、まずいわゆる公共事業といえますか、そういう評価ということになるかと思っておりますけれども、本市におきましては政策評価というようなものにつきましては、これはいろいろな将来にわたっての計画というようなものをする場合には、それなりの審議会なり、あるいは議会等々に諮りながらしておりますし、その情報なども提供して、政策評価と施策評価というようなものを行っていると思っております。

それから、事務事業のことにつきましては、先ほど答弁したようなやり方で評価を進めながら、適切な事務事業の推進に資しているということが言えるかと思っておりますし、また、公共事業等の評価につきましては、それなりのそれぞれの担当なり、あるいは委員会なりがそれをタッチしながら評価あるいは実施の見送り、点検と

というようなものも兼ね備えながらやっていると、こういうふうにはやっているとっております。

非常に費用対効果というようなものは、これは、民間と違いまして、生産したものがどのぐらいのコストであがり、そしてそれがどの程度で売れてというようにはっきりと見えないものが公の事業でございますけれども、少なくともそういう効率的な運営ができるように、大きな分野から、あるいは細い、細いと言ってはなんですけれども、小さな事業に至るまで目を光らせながら行財政改革が行き渡るようなことを考えておるところでございます。

それから、教育委員会のことでございますが、これはあくまでも、先ほども答弁申しあげましたように教育委員会委員長の選任あるいは教育長の任命というものは、これは教育委員会の内部の問題でございます。そして、教育委員会としましては、その中立性、政治的な中立的な立場から独自に行われておること、御指摘のようなことはまずは寒河江におきましてはないと、このように思って、教育委員会としての行政委員会としての実というものを上げておるものと思っております。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 管理課長。

平成17年3月第1回定例会

熊谷英昭管理課長 教育委員長の選挙に関する御質問にお答えします。

委員長の選挙に際しては、選任された委員が3月1日の会議に出席することができませんでしたので、会議の結果を本人に伝え同意を得ているものであります。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

平成17年3月第1回定例会

内藤 明議員 2問目にもそれぞれお答えをいただきました。私の認識と少し違うなというふうなものもありますけれども、そこで3問目に入るわけですが、クア・パークの問題がありました。法的には何もないというふうなお話のようだったようではありますが、要するにいかようにでもできるというふうな、目的そのものは計画どおり進めたいというふうな意向の中ではありますが、もしそのような場合はできるというふうな判断を私はしたわけではありますが、私の気持ちも、ぜひ計画どおり早目に進めていただきたいという気持ちは山ほどなんです。でも昨今のうわさ、あるいは経済状況を見ると、次々に欠けていくようでは、本来の目的から相当遠ざかるのではないのかなというふうな思いもありまして、加えて財政問題もあって、非常に厳しい状況に追い込まれるというふうな思いもあるわけですから、ある意味ではそういうふうな先手を打って見直しなかも進めることも必要なのではないかなという思いがありましたのでお尋ねをしたところであります。

当然見直すというふうな場合には、大きな財政を投資をしていますし、長としての判断ということに、長としての推進した責任があるわけですから、もちろん政治責任が問われるということは言うまでもないことだというふうに思いますけれども、しかし、背に腹はかえられないというふうな問題がすぐそこまで近づいているのではないかなというふうに思っているところであります。それは私の見方ですから、市長がどういうふうに思うかわかりませんが、そのことをぜひ心しておいていただきたいというふうに思います。

それから、事務事業の評価について必要としないというふうに市長は断定もなさらないんですね。ですから、私の言っていることは多少はおわかりになっていただけたのかなという思いはありますけれども、そこで伺っておきたいというふうに思いますが、市民参加によって行革をなすというふうなことであれば、一つのやはり物差し、基準になるものが必要だというふうに思うんですね。市長の言われたことからすると、市民はどういうふうに判断をしているのかわからないのではないかなというふうに思います。市民にはなかなかよく見えない。例えば私の言ったようなシステムを導入してなされれば、市民に公開をすれば、なるほどこういうふうに今進んでいるのか、これはこれほど達成しているのかということが一目瞭然になるんですね。ですから、そういうものをぜひ取り入れてやるべきではないかなというふうに御提言をしているところであります。

ぜひ、今のところで十分だというふうなところにとどまらないで、さらに踏み込んで、よりよい行革のためにそうしたものも検討をしてほしいというふうに願っているわけではありますが、いや、今までやっているんだからと、こういうふうな市長の答弁が来そうではありますが、いや、2問でお答えしたとおりでありますなんていうような答弁が来そうではありますが、ぜひ、市民参加をうたう市長であれば、そのところをやはり大きく目を見開いて導入をする必要があるのではないかなというふうに思いますので、改めて御見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、市長の言わんとするところは、教育委員会制度について言わんとすることは私も言いたいところはわかります。しかし、現実には、先ほど私が申しあげたとおりであります。ここにおいでの方の議員の皆さんも私と同じ気持ちであろうというふうに思います。ぜひそうしたところを受けとめていただいて、今後に生かしていただきたいというふうに思います。

まだ時間多少残っておりますが、これで私の質問を終わります。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 事務事業の評価というようなことについて再三のお尋ねでございますが、先ほど申しあげましたように、政策、施策を計画を立て、あるいはそれを進行するということにおきましては、振興審議会とか、あるいはその他の委員会とかというのがありまして、議会はもちろんでございますけれども、その中に御提示し、あるいはそれらにつきましてのお話を、御意見を十分承りまして、あるいはその後の途中経過あるいは総括というような方向に進んでいって、それを十分次の仕事に生かすというようなことは、本市でも当然やっておるわけでございます。

あるいはまた、事務事業の何百、何千という事務事業があるわけでございますけれども、それらについても、先ほど答弁申しあげましたように、いろいろな関係者、団体等から御意見を賜りながら、そしてまた、その実績なり、あるいは今後の見通しというようなものにつきまして、十分担当者なり、あるいはその上の委員会なりで検討を加え、精査をして、そして反省を加えて、次の仕事に生かそうというようなプラン・ドゥー・シーの考え方を取り入れながらしておるわけでございますし、そのためにもいわゆる申しあげましたように民間からの市民の声、あるいは団体等からの御意見も承っておるということで、あるいはこれからも行革委員会というようなものを設置しまして、さらに点検の結果とか、あるいは評価についての御意見なども賜る機会もなおあるかと思っておるわけでございますし、非常に市民の声あるいは御意見というようなものは各所、各機会において取り入れてまいるといふことで、市民の御意見等が反映されたところの事務事業の推進、これは大から、あるいは身近な小さなものまですべてそうしてまいろうと思っておるところでございますし、これまで以上にそういうものに意を用いてまいろうと思っております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議員 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時44分

再 開 午後 1時00分

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成17年3月第1回定例会

那須 稔議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号17番について、19番那須 稔議員。

〔19番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は、所属している政党公明党と通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきます。

質問の前に、昨年12月行われました市長選挙におきまして、これまで5期20年間の佐藤市政が多くの市民から高く評価され、佐藤市長の6期目の市政に市民の負託を受けられました。大変におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。寒河江市にとっても行財政の中大変なかじ取りとなりますが、より美しく、より豊かに、より元気に、より気品のある、潤いと安らぎのまちづくりに向けて力強く市政運営に取り組んでいただくように御期待するものです。

それでは、まず初めに、通告番号17番防災行政、特に高齢者など災害弱者への対応についてお伺いをいたします。

1995年平成7年の阪神淡路大震災からことしで10年目を迎えました。その当時の資料などから見ますと、死者6,436名という甚大な被害をもたらしました。今でも記憶に新しいところです。阪神淡路大震災で犠牲になった方々の半数が、自力で避難することができなかった高齢者や障害者という、いわゆる災害弱者と言われる方々でした。

また、最近では、昨年、台風上陸などによって新潟県、福井県、福島県そして四国地方などの集中豪雨による災害で、犠牲者の多くが70歳以上の方々に占められている災害が発生したことなどから、政府は昨年7月に中央防災会議を開催し、災害発生時の情報の伝達、高齢者など災害弱者の避難体制、河川における堤防の安全性、局地的集中豪雨にかかわる予報体制などについて検証、検討を加え、緊急を要する事項から改善措置を講じていくとしております。

特に、高齢者などを含めた災害弱者への対応については、災害時要援護者の避難行動支援のためには、市町村と自主防災組織、近隣組織、福祉関係者との仕組みの整備が必要とし、また、災害時要援護者についての状況把握、避難行動支援プランの整備を進めていくこと、それに公助で避難行動を支援できる対象者には限度があり、自助・共助の必要性も認識すべきとの検討がなされています。

その後、10月23日に発生した新潟中越地方を襲った地震においても、35人の犠牲者のうち18人が65歳以上のお年寄りであることもあり、12月に入り第2回目の検討会を開催し、災害弱者への支援の強化を図っていくとしております。

そういった災害弱者の救護に当たっては、自治体がコーディネート役となり、当事者、家族、地域、福祉関係者、ボランティア団体などがそれぞれの力を合わせることで大事なところであり、そういった防災対策の難しさは行政だけでは対応できない点にあるとも言われております。

災害発生時において通信網、交通網などが寸断される危険性の高い災害では、外部から救助に駆けつけることは予想以上に困難になると思われます。事実、阪神淡路大震災では、消防や自衛隊などによって救助された人はほんの一部で、実際には多くの近隣住民の助け合いにより救助されたとの報告があります。ましてや災害発生後の72時間以内と言われる緊急救援時期には、やはり近隣住民による助け合いが人命救助の大きなかなめとなると考えられています。

しかしながら、現代においては、一昔前と比べれば近隣関係は疎遠になってきているのではないかと思います。特に災害弱者の中でも障害者などの場合は、障害者に対する社会的な理解不足やプライバシーの問題から、障害者であることを公開することはまだまだ難しい状況にあるのではないかと思います。そのため、地域社会においては災害弱者の存在はわかっている、住んでいる場所や生活状況、そして必要な支援については余り理解されておられない実情にあるのではないかと思います。

こうした状況を改善するためには、自治体や関係機関だけの課題としてではなく、災害弱者を取り巻くさ

さまざまな地域の諸団体と手を結び、支援の網の目を広げていくことが最も大切なことではないかと思いません。そうすることによって、災害時の被害を小さくし、失われる命の数を減らすことができるのではないかと思います。そのように災害弱者への支援について、当事者、家族、地域、福祉団体、ボランティア団体とともに積極的に取り組んでいくことが大事なところではないかと思いません。

以上を踏まえてお伺いいたします。

まず初めに、自主防災組織の推進についてお伺いいたします。

自主防災組織は、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき自主的に結成する組織であります。平常時には、防災訓練の実施、防災知識の普及、地域内の安全点検等を行うなど、また、災害時には、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者の救出、情報の収集、救護物資の配付への協力等を行うとしております。このように災害時には威力を発揮する組織であることはさまざまな災害で言われてきています。

本市の地域防災計画の中でも、自主防災組織については育成、指導に努めるとして取り組んできています。特に災害危険度の高い人口密集地域、災害弱者の人口比率の高い地域などは自主防災組織の組織化の優先順位が高いとなっております。

そこで何点かお伺いいたします。

一つには、自主防災組織の組織率について、本市の場合それほど高い組織率だとは思われませんが、現在の状況についてどのようになっているのか。また、今後、自主防災組織の組織率を上げていくための取り組み、その中でも人口密集地域及び災害弱者の人口比率の高い地域などの自主防災組織の組織化について、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

二つには、地域防災計画では、自主防災組織において平常時には防災知識の普及などの取り組みとなっておりますが、地域住民への防災に対する学習の機会についてどのように取り組まれているのかお伺いいたします。

現状では、災害弱者の問題だけを取り上げても地域の住民の方々の納得は得にくいと思われまます。そのため、いざというときは地域のだれもが助け合える、そんな近所づき合いを常日ごろから築くことが大切だと思います。そのきっかけとして自主防災組織の防災知識の普及という活動の中で、体験談を通して防災というものを自分たちの問題としてとらえ、学習活動としてのワークショップを開催してはいかがなものかお伺いいたします。

次に、地域におけるネットワークの推進についてお伺いいたします。

災害には被害を未然に防止したり、被害を最小限に食いとめるためには日ごろからの対策が不可欠であると思いません。要するに災害における被害の軽減は平常時における防災対策に尽きると言っても過言ではないと思いません。特に、災害が発生すると、生活などに大きなハンディキャップを背負っている災害弱者への負担は大きく、災害弱者の負担を軽減するためにも、平常時からの災害弱者対策を講じていくことが必要であると思いません。そのような災害弱者対策を行う必要がある地域は急速な高齢化を迎えており、また、核家族化の進行、それに地域としての結びつき、人間関係の希薄化といったことが進行していることから、小単位、地域における福祉関係者、ボランティアなどを含めたネットワークの必要性が求められてきております。

災害弱者の安全確保については、本市の地域防災計画の中でも、高齢者・災害弱者等が被災した場合、一般市民より大きな身体的危険が予想され、さらに、避難生活でも精神的・肉体的なハンディキャップを背負うことが予想されるため、対策を整備するとしております。

そこで何点かお伺いいたします。

一つには、本市の地域防災計画の災害弱者の実態把握の中で、あらかじめホームヘルパー、民生児童委員

などの協力を得て自主防災組織や行政区ごとにその実態を把握し、災害時に支援を必要とする災害弱者のリストを作成して、災害時の救助活動に活用するとなっていますが、現在の本市の取り組みはどのように取り組んでおられるのかお伺いをいたします。

二つには、災害時要援護者の登録制度についてお伺いいたします。災害時要援護者の登録制度については、あらかじめ災害時要援護者から登録をしていただき、災害が発生したとき、災害弱者の避難行動を初め、安否確認、避難所における生活行動等に対する支援を円滑に行うため、災害弱者の障害の内容、程度、介護の状況等災害弱者を支援するのに必要な情報を登載した災害時要援護者の台帳を整備しておく必要があると思います。

ある市の例を見ますと、災害時要援護者の台帳に登載されている災害時要援護者については、介護等の必要な者、ひとり暮らしの者、契約利用による生活の場として社会福祉施設に入っている者、常時特別の医療等を必要とする者などとなっており、災害時要援護者の台帳には災害において支援に必要な情報を記載するものとするとのこと。このように災害時要援護者の登録範囲を定めてあらかじめ登録する災害時要援護者の登録制度について、いかがなものかお伺いいたします。

三つ目には、見守りボランティアの制度についてお伺いいたします。

災害時要援護者の支援対策の第一歩は、地域において災害時要援護者の実態を把握し、地域の災害弱者の安全は地域で守るという意識と仕組みづくりが必要であると思います。災害時要援護者に援助の手を差し伸べようとしても、災害時要援護者の所在や障害の状況、生活状況等の情報把握と支援を行う地域住民の意識と仕組みがなければ、災害発生時に支援することはできないのではないかと思います。

そこで、地域の災害弱者の安全は地域で守るためには、地域ぐるみの災害時要援護者支援体制として、災害時要援護者を見守り、手を差し伸べられる体制が必要になってくるのではないかと思います。

ある市の取り組みを紹介しますと、社会福祉協議会の事業の一環として見守りボランティア制度を行っています。事業は、民生委員が中心になり、対象者の近隣の住民に直接声をかけ登録をお願いし、見守りボランティアとして登録されているようです。

見守りボランティアは、65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、緊急連絡先や主治医、健康状態、地域との交流状況、本人からの要望などを記入する防災カードを作成。これによりある程度の生活実態が明らかになり、日常からどのように支援や地域との関係づくりが必要なのかわかるようになっていくようです。また、地域ごとにボランティアの担当者を決め、災害時の見守りに備えているようです。

このように、見守りボランティアと当事者をよく知る社会福祉関係者やボランティア、民生委員などが協力することで、個人情報管理を含めて災害時要援護者の救出に効果を発揮すると期待されています。本市においても、このような災害弱者を見守る見守りボランティア制度について取り組んでいくことが望ましいと思われそうですが、制度の取り組みについていかがなものかお伺いいたします。

次に、災害弱者を支援するための地域防災計画への対応についてお伺いいたします。

本市の地域防災計画、平成15年に改定版として発行され、各災害に迅速に対応できる内容となっているものと思います。特に風水害対策、地震対策における災害予防計画の策定、また、災害応急対策計画による活動体制の確立、そして警戒・避難期の応急対策、それに災害復旧復興への支援などきめ細かく計画され、実際の災害に対処できるものとして作成されています。災害弱者を支援するための安全確保についても計画されており、災害時に有効に対応されるものとして期待されているところであります。

しかし、今後において災害弱者支援についての取り組みでは、地域住民による防災運動の機運づくりや福祉関係者や災害ボランティアなどの支援体制、避難所生活に対する災害弱者支援対策など、災害弱者対策を具体的に講じていくことが望まれるのではないかと思います。

そこで何点かお伺いいたします。

一つには、災害弱者支援対策マニュアルの作成についてお伺いいたします。

地震、集中豪雨などの災害においては、住民の生命、財産を守るため、迅速な避難、救助活動等が求められます。そうした中において災害弱者と言われる方は行動等に大きなハンディキャップを有している身体等に障害を持った者や高齢者など、健常者に比べて災害時に犠牲になるなどの身体的被害に遭う確率が極めて高くなることが明白であり、障害者や高齢者などの災害弱者に対する支援体制を積極的に講じていく必要があるのではないかと思います。

また、災害弱者への災害対策は、災害の発生から災害復興が完了するまで、関係するところが連携を図って有効な対策を必要に応じて、迅速に講じていくことが強く求められているのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。

そうした災害弱者に対する支援対策については、地震や豪雨災害の教訓をマニュアル化として作成し、災害発生前から災害発生時、復興時における災害弱者の支援対策を取りまとめた災害弱者支援対策マニュアルを作成することが望まれるのではないかと思います。それら災害弱者支援対策マニュアルの作成についていかがなものかお伺いいたします。

二つには、災害ハザードマップの作成についてお伺いいたします。地震や集中豪雨などの災害に対しては、総合的防災対策のあり方が模索されていると言われております。そのためには、まずどの程度の被害がどの程度の確率で発生するかを正確に予測することが重要であると言われております。災害が過去から現在までどのように起きてきたか、起きる場所にはどのような地理的条件があるかを見きわめる必要があるようです。そのために各地で災害ハザードマップの取り組みがなされてきております。そうした災害ハザードマップを活用して防災まちづくりなどの災害予防策を推進するためには、市民一人一人がハザードマップから具体的な災害イメージを描けることが重要であると言われております。このように地域防災力向上のためには、災害イメージを具体的に実感できるような詳細なハザードマップ作成がぜひとも必要になってくるのではないかと思います。

県内においては、災害ハザードマップ、特に洪水に対するハザードマップを作成し、災害に備える取り組みを進めている自治体がふえてきています。

そこでお伺いいたします。

本県において県として災害ハザードマップ、特に洪水ハザードマップの作成の取り組み状況についてどのような状況になっているのか。また、他の自治体における洪水ハザードマップの作成の取り組み状況についてはどのようにとらえているのかお伺いいたします。

また、本市として最上川と寒河江川など河川に挟まれた地形にあります。そのことなどから、洪水に対するハザードマップの作成がぜひとも必要になってくるのではないかと思います。災害イメージを具体的に実感できる詳細なハザードマップを作成して、今後の地域防災力向上を図っていくべきだと思いますが、洪水ハザードマップの作成についての御所見をお伺いし、第1問といたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

最初に、自主防災組織の組織率についての御質問にお答えします。

本市では、昭和63年に寒河江市自主防災組織整備推進要綱を定めまして、その組織化を推進してきたところであり、また、昨年度見直し策定した寒河江市地域防災計画の中においても、地域住民、事業主などによる自主防災組織などの育成、指導に努めることとしております。本年度、白岩地区の中町自主防災会が立ち上げられたことによりまして、市内の自主防災組織は21となり、それぞれの地域に合った活動を行っております。

組織率でございますが、世帯数の比率で現在16.9%となっております。御指摘のようにこれは高い組織率とは言えませんが、これは白岩地区など土砂災害等の危険性の高い地域を優先してきたことにより、結果的に世帯数の少ない地域に多く組織化されたためであります。今後、人口密集地域等他の地域についても、自主防災の重要性和地域防災力の強化を啓発しながら、組織率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織の学習機会についてでございます。

自主防災組織は、御質問の冒頭にもありましたとおり、自分たちの地域は自分たちで守るとの自覚と地域連帯に基づき、自主的に防災活動を展開することが基本でありますので、組織リーダーを中心に、住民みずからが主体となって活動するという気持ちが大切ではないかと思っております。

学習についても同じでございますが、地域のみんが協力し合うところの体制をつくり、災害を想定した訓練のほか、消防団の協力をもらいながら、いろんな会合や地域のイベントに防災に関するものを盛り込むなど、みずからが工夫して学習の機会を設け、災害についての知識や災害弱者の情報などを得ることも必要かと思えます。

市では、地域防災訓練の実施や県消防学校の自主防災組織リーダー研修への参加のほか、出前講座などでの研修会を実施しておりますが、今後ともこれらの学習機会を設定し、防災意識の高揚と組織の活性化、地域連帯の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、組織相互の情報交換やよりよい活動のための組織連携も必要と考えておりますので、自主防災組織連絡協議会の設置についても今後検討していきたいと考えております。

次に、災害弱者のリスト作成の件でございます。災害時には、高齢者や障害者などの要援護者は、一般住民より身体的危険が予想されることから、市の地域防災計画の中でも、災害弱者の安全確保について取り上げていることは御案内のことかと思えます。災害時に支援を必要とする災害弱者のリストを作成し、救助活動等に活用することとしておりますが、プライバシーの問題等もあり、所在を的確に把握することが困難な実情でございます。

次に、災害時の要援護者の登録制度については、本人や家族から適切な登録がなされることでの的確な実態把握につながるものでございますが、他人に知られたくないプライバシーの問題等で登録が進まないことが懸念されます。そこで、福祉サービス提供のために保有するところの要援護者のリストを災害時に活用できないかを考えておりますが、個人のプライバシーの問題などもあり、今後の課題として取り上げて検討してまいります。

次に、この見守りボランティアの制度でございます。ボランティアの方が地域内で確保されれば、それにこしたことはないのですが、要援護者の安否確認、避難誘導、救助などについては、要援護者に身近な例えば地域消防団、それから自主防災組織、各町内会や隣組単位がその役割を担った方がより効果を発揮できるものではないかと考えておるところでございます。常日ごろ、日常生活の手伝いや見守りやらの安否確認のためのボランティアの方を身近にお願いしておくことが求められているのではないかなと。それ

は、防災の面だけではなく、福祉の面からも探しておいて対応できるようにしておくように指導してまいりたいと思っております。

次に、支援対策マニュアルのことでございます。本市では、平成15年度に従来の寒河江市地域防災計画を全面的に見直し、新たな計画を策定したところでありますが、その中で災害弱者に対する安全確保についても適切な対策が講ぜられるよう定めております。しかし、具体的な行動については、さらに詳細な定めを必要とするところがあると考えております。災害弱者支援対策については、国においても早急に災害時における要援護者の避難支援のためのガイドラインを作成し、市町村に示すよう計画しているようでありますので、それらを参考にしまして、防災と福祉と一体となって支援できるようなマニュアル作成を検討してまいりたいと考えております。

次に、災害ハザードマップの作成についてでございます。

災害ハザードマップとは、御案内のとおり被害発生区域や避難先の位置、名称、情報伝達経路、それから緊急連絡先など災害時の警戒や避難に必要な情報をわかりやすくまとめた図面情報のことでございます。住民がその居住地域の災害危険度を具体的に認識することができるため、平常時からの防災意識の高揚及び自発的な早期避難や避難率の向上に有効であると言われております。

国においては、昨年7月の新潟豪雨など集中豪雨や台風による中小河川の洪水被害が相次いだことから、洪水に関するところのハザードマップの全国的配備が緊急の検討課題として取り上げられ、水防法を改正し、ハザードマップ作成を義務化しようとしているところでございます。改正の骨子は、国直轄管理の河川だけでなく、県管理の中小河川についても浸水想定区域を知事が指定し、これを受けて市町村長が避難先を明示した洪水ハザードマップを作成し、住民に公表することを義務づけるというもので、平成22年3月末までにこれを行うというものでございます。

これらを踏まえ、県では先般洪水ハザードマップ作成連絡会議を開催し、平成17年度に創設される予定の国の補助事業、総合流域防災事業、仮称でございますが、その事業の詳細公表を受けて平成18年度から関係市町村との調整を図っていくとの方針を示しております。

市といたしましては、水防法の改正や県の支援方針というものを受け、市の地勢地形やこれまで発生した災害等を十分考慮に入れたところのハザードマップの作成を検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 それでは、2問目に入りますけれども、私の提言といいますが、そのことにつきまして真摯に受けとめていただきまして御答弁いただきました。大変にありがとうございます。

自主防災組織の組織率、先ほども答弁にありましたけれども、16.9%ということで、県の平均からしますと相当低い組織率になっているのではないかなというふうに思っているところです。そして、寒河江の場合もそれぞれ各町会単位あるいは町会をまたいでつくっている地域もあるということで、特に先ほどもあったんですが、白岩地域土砂崩壊の災害が予想されるということから、早目に手当てをされたようでありますけれども、地域の方での状況を見ますと、主に町会単位ということは、町会長さんを中心としながらそれぞれ取り組んでいらっしゃるのではないかなと思っております。

それで、これは状況を見ますと、町会長さんは地域によっては毎年変わるところもあるし、いろいろとその他の仕事もあるというようなことから、どうしても自主防災組織の運営といいますが、設立といいますが、そういうところまではなかなか手が届かないというのは現状にあるのではないかなと思っているところです。そういう意味では、町会という単位の中でも、地域によっては町会長さんが先ほどの防災リーダーということを兼務しているところもありますけれども、できるならば、町会にはあるんですけれども、防災リーダーを町会長と兼ねるのではなくて、別という形での自主防災組織の取り組みということなどの方が、より自主防災組織が組織化しやすいというような状況に地域の方ではあるのではないかなと思っておったところです。

特に組織化になってまいりますと、当然いろいろな事業が出てまいりますから、当然先ほどの講習会等、あるいは自主防災リーダーが三川の消防学校まで行って研修をしていくということなどもありますから、非常に負担が大きいというような声なども聞いておりますので、そういう意味では、町会は町会の中に自主防災組織をきちっと組み入れて結構なんですけれども、こちらでの自主防災組織の指導、育成という段階の中で、できるならばそのリーダーを、兼ねればいいんですけれども、できるならば防災リーダーというものを町会長とは別にお願いをしていくということなどの方が取り組みやすいと思っているところでありますけれども、その辺何か御意見がありましたらお聞きをしたいと思います。

それと、自主防災組織はそれぞれに、先ほど市長からは自主防災組織の連絡協議会を立ち上げて取り組んでいくというような答弁がありました。やはり各自自主防災組織はこれから組織化する場合、あるいは組織化になっている組織の中でも、情報交換の場、そして先ほどの防災リーダーにつきましても、これは専門的な消防関係の知識を得るためにはやはり消防学校といいますが、そちらに行って研修をします。大事なところなんですけれども、やはりそこまで行かなくても、市の方である程度研修なり、あるいは講義などが受けられるような体制ということなども必要なかなと思っておったところであります。

それから、登録制度、要するに災害時要援護者の登録制度でありますけれども、こちらは市長の方からも今後の検討課題というような話がありました。これは、先ほど1問でもお話をしたんですけれども、その登録する方の範囲、要するに行政として情報を持っている部分については、これは当然行政としてはそれなりの行動ができるわけでありまして、行政として情報を持っていない、例えば常時特別の医療を要する人ということについては、情報を持っている部分はあろうと思っておりますけれども、持ってない部分もあるというようなことからしますと、やはり先ほどの当事者あるいは家族というような方の同意あるいは理解を得て、その登録制度といいますが、望ましいところでありますけれども、市として要するに今の段階で当然行政が持っている情報、これはあろうかと思っております。例えば寝たきりとか、あるいは介護が必要な方、それから社会福祉施設関係に入所している方々、これらの情報というのは市で持っているのではないかなと思っておりますけれども、今現在どれほどの人数的に災害弱者といいますが、そういう方がいらっしゃるのか、数字的にわかりましたらお答えをしていただきたいと思います。

それから、見守りボランティアでありますけれども、特に見守りボランティアにつきましては、先ほどの答弁ですと、消防団とか、あるいは自主防災組織、それから隣近所等々の助けを得てそれぞれ弱者の救済というような話がございました。これも大事な取り組みでありますけれども、やはりきちっとした制度というものをつくって、ボランティアの方々が登録していただいて、その災害弱者と言われる方を常に見守っている。あるいは、何かあった場合に手を差し伸べられるような体制、これというような制度が大事なのかなと思っていますところでは。

特に、先ほども第1問で例を挙げましたある市などでは、全体的に相当の数の災害弱者がいらっしゃるんですけれども、それに見合うような何千人という方がボランティアでそれぞれその災害弱者の方の見守り、常日ごろの災害弱者の生活状態とか、あるいは何かあった場合に対するいろんな訓練とかということなども含めながら、それぞれやっつけらっしゃるという状況を見ますと、その辺の組織づくりといいますか、この次の防災マニュアルともこれは絡んでくるかと思えますけれども、ぜひともこの防災マニュアルの中で見守りボランティアという制度などを含めながら、防災マニュアルの方でも御検討をお願いしたいなと思っていますところでは。

特に、この防災マニュアルでは必ず出てくるのは、要するに災害弱者をだれが、いつ、どこで、どういうふうな形で救済をして、どこに運んで、どういうふうな手当てをするか、これは必ず出てまいります。その場合に、だれがするのとなった場合に、特定の制度といいますか、そういうものがないと災害弱者支援というものが有効的に機能できないというようなマニュアルでもなっておりますから、その辺を含めながら、ぜひとも災害弱者支援マニュアルの方でひとつ御検討をお願いしたいなと思っていますところでもあります。

それから、災害弱者支援対策マニュアルでありますけれども、市長の方からは検討していきたいというような答弁がございました。そして、これはまだ県内ではつくっていらっしゃるところはないかなと思いますけれども、今回、先ほど私が第1問で話をしました新潟の災害、これは三条市でありました。そして、これは、三条市では隣町の方に二つの川が流れておりまして、その川の堤防が決壊をしたと。ふだんはあり得ない、要するに川からの決壊ではなくて内からの決壊、町の中が水がはらんして、その一番弱い部分の内側の堤防が浸食をされて決壊したという状況で、普段はもう考えられないというような災害でありましたけれども、実際に発生をしております。

そして、この際にも約2万世帯が避難したという中で、三条市の方でも災害マニュアルということをつくっておいたらいいんです。しかし、それが思うように機能しなかったと。そして、なぜ機能しなかったかといいますと、実際にはそんな災害とか地震などは想定していなかったと。要するに雪害、雪の害を念頭に置きながらその災害マニュアルというものをつくっておったという反省をしておられましたけれども、寒河江の場合も、これから検討してつくる場合については、雪害というものも大事なところでもありますけれども、水の害とか、あるいは地震などを含めながら対応マニュアルということをつくっていただきたいなと思っていますところでもあります。

それから、災害ハザードマップでありますけれども、市長の方からも検討ということで回答いただきました。そして、この災害ハザードマップにつきましては、地図そのもの、要するに県内ではつくっていらっしゃる市町村もあるようでもありますけれども、実際に、1問の方では市町村のそれぞれの状況、答弁がなかったんですけれども、状況的にどうなっているのかお知らせをしたいと思います。

それで、私も隣の河北町と山形市の防災マップを見せてもらいました。そして、これは防災マップ自体が非常に簡単につくっているものとか、あるいはいろいろと検討を重ねながら大きく詳細につくっているものとか、いろんな防災マップがありましたけれども、これは作成に当たっては当然、例えば地図ですと、当然土木関係の課が出てまいりますし、あるいはその他の状況になりますと、関係するそれぞれの課がそれぞれ防災マップをつくる場合に知恵を、あるいは情報を寄せ合ってつくるという格好になると思うんですけれど

も、その辺の今後つくる際に当たってどういう形での作成を念頭に置かれているのか。そして、実際にこの防災マップは余り難しくつくってもやはりわかりづらい。そして、これは子供とかお年寄り、特にお年寄りですけれども、そういう方が見てある程度わかるものが欲しいというようなこともあります。

そしてまた、子供とかお年寄りが見てわかるんですけれども、また専門的に非常に危険地域あるいは避難地域がきちっと明示されているということなどもありますので、その辺どのような防災マップを考えておられるのか。そして、実際に防災マップをつくって、これは当然防災マップというのは各個人がそれを見て災害があった場合に、当然行動を起こしていくわけですから、その辺、実際には本当はこれは全戸配付ということの中で防災マップというのをするということが望ましいわけでありましてけれども、その辺、今後の検討の中でどういうふうに考えていかれるのか、何かありましたらお答えをいただきたいと思います。以上で2問を終わります。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 自主防災組織の組織リーダーといいますが、その設置のやり方といいますが、仕方といいますが、それについてのまずは質問がございました。

これは、それぞれの町内会の自主性に任せるというほかないのではないかなと。町内会長さんがやりなさい、あるいは別な組織を立ち上げなさいと、こういうよりも、やはりその町内会に合ったような形の中で自主的に組織するということじゃないかなと思っております。

それから、リーダー研修、市の独自でどうかということでございますけれども、1問でも答弁申しあげましたように、市で企画して、市のリーダー研修というようなことで、これも実施していきたいと思っております。

それから、災害弱者の把握、何人いらっしゃるかというようなことでございますが、これは、ひとり暮らしとか、あるいは老夫婦とか、あるいは寝たきり、それから痴呆性の方とか、それから母子家庭・父子家庭、さらに障害者の手帳をお持ちの方と、こういうような方は福祉の面からは把握しておるわけでございますが、それ以外にはまずは把握しておりません。そして、それを把握しようとする、非常にプライバシーの問題になりますし、あるいは発表することなどは当然問題となりますので、今言った福祉の分野で把握している以外には見当たらないといいますが、ないのが実態でございます。

それから、見守りボランティアでございますが、現在はひとり暮らし高齢者に対しまして民生委員をして、見守り支援というものを実施しておるわけでございます。今後、福祉サイドの面からも見守り支援の拡大というようなものを拡張していけばなと、このようにしてまいりたいと思っております。

それから、マニュアルをつくる際には、雪のみならず、洪水とか、地震というものを含めてと言いましたけれども、この辺は今後の検討にさせていただきたいと思っております。

それから、ハザードマップでございますが、やはりこの作成に当たりまして、市内一円の地図、マップをつくってみたところで、実際はそれを全戸配布して提示してみたところで、実際には余り使用されない。押し入れの中に入れられたり、あるいは張っておく方などはいい方ございまして、捨てられたりする危険性がないわけではないわけでございます。そんなことから、やはりおっしゃるように身近な地域の中でわかりやすく情報を提供できるようなマップということが、私はやはりいいのじゃないかなと思っております。

そうしますと、つくる方もかなりこれは大変でございます。どの辺までの地域の中ですかとか、難しい点もあるかと思ひますし、労力もかかると思ひますけれども、やはり使えるような、ただつくったというだけのものじゃなくて、利用される、活用されるようなハザードマップというものを工夫していかなくてはならないと思っております。そんなことから、これから検討させていただきたいと思っております。

それから、県内でどの程度つくってあるかというようなことについては、担当の方から申しあげたいと思っております。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 生活環境課長。

平成17年3月第1回定例会

有川洋一生活環境課長 県内のハザードマップの作成、公表の状況でございますけれども、これまで山形市、村山市、尾花沢市、鶴岡市、酒田市、河北町、真室川町、大石田町、三川町ということで5市5町で公表しております。そのほか、平成17年に公表予定というのが東根市ございまして、天童市はその後着手するというふうなことで、そのほかにつきましては未定というふうなことになってございます。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 それでは、自主防災組織でありますけれども、市長の方からも、町内会の自主性を重んじて、それぞれ組織化をするというようなお話がございました。私もこれが大事な点ではないかなと思っております。

それで、当然自主防災組織を組織化する場合に、当然地元との話し合い等もなるわけありますから、その際にはやはり当然地元は地元での考えもあろうかと思っておりますけれども、防災リーダー等についてはやはりそれぞれできれば町内会長以外というような指導といいますか、その辺を含めながらの防災組織の組織化づくりということなどについてもお願いしたいなと思っております。

それから、見守りボランティアでありますけれども、市長の方からも、現在、民生委員、それぞれ弱者といいますが、寝たきり御老人とか、あるいは介護の必要な方とか、いろんな方を民生委員の方それぞれ受け持ちながら情報を持っていらっしゃるということでもありますから、そういう中での見守りということをやっているかと。市長からも、それを拡大したいという話がありました。

やはり各地域の方の見守りボランティアを見ますと、先ほど1問でも申しあげたんですが、民生委員が中心となって、そこに各ボランティア団体あるいは関係する機関が入ってきてまして、それぞれ自主防災組織単位ぐらいにそれぞれ見守りボランティアというようなネットが張られております。そして、その中には、要するにボランティア1人で1人を受け持つという方もありますけれども、状況的には1人で1人あるいは2人というようなことで、本当に何か発生した場合はすぐにも対応できる体制というのが見守りボランティア制度なんだというようなことで導入している自治体などもありますので、そういう意味では、その辺を含めながら、やはり拡大というのであれば、民生委員の数はたしか90人ぐらいかと思っておりますけれども、実際に町内会は197ありますので、その辺を含めながら今後拡大という中での取り組み、これを期待したいなと思っております。

それから、ハザードマップでありますけれども、県内でもそれぞれ先ほどありました5市5町ということで作成をされているということで、特に各市の状況などを見ますと、やはりそれぞれ全戸配布をされたり、あるいは状況に応じては公民館等に配付をされたり、いろんなハザードマップを何とか市民の方にわかりやすく説明したいというようなことで頑張っているわけでもありますけれども、市長の方からも、全戸配布というのはやはり、いろんなものが全戸配布来る場合に、来たものがそれぞれとっておくものとか、あるいはなくなってしまうものということなどで、なかなか定着しないところがありますけれども、やはり危険といいますが、やはり災害というのはいつ起こるかわからないと。いつ起こるかわからないから、なかなかそういう情報あるいは危険度が低いために、どうしても手元に置けないという状況があるわけでもありますけれども、危険と災害というのものはいつ起こるかわからないけれども、非常に危険なんだというような状況を市民の方にも伝達するという意味で、私は全戸配布をお願いしたわけでもありますけれども、やはり今までいろんな面で全戸配布されているものがありますけれども、そこに災害ハザードマップについては自分の置かれている場所、あるいは自分の地域がどれほど水が押し寄せてくるか、あるいはどれほどの危険率があるのか一目でわかる地図になっておりますので、そういう意味では各家庭に配っても取っておくものなのかなということも思って提案をさせてもらったんですが、市長の方からも、身近なマップということでいろいろと利用状況を考えておられるようでもありますから、やはり市民の方に対して、ハザードマップをつくって、これがハザードマップなんだということをやはり説明するといいますが、ただつくるのではなくて、やはりハザードマップというものを、これは専門家が見ないとなかなかわからない点もあるので、その辺のハザードマップをつくったら、ただ配付

するのではなくて、全戸配布ということをお話しましたが、説明会といいますか、ハザードマップをつくったよと、そしてハザードマップというのはこういうふうなもので、こういうふうな危険性があるんだよということをやはり住民の方に説明しておくべきではないかなと。

ただ、心配なのは、こういうのを説明しますと、うちのところは危ない、うちのところは危なくないと状況がすぐ飛んでしまうので、その辺のおっかなさもあるんですが、やはりハザードマップをつくった際には、やはり住民に対しても説明といいますか、そういうものが必要になってくるのではないかなと思いますけれども、私の方からは以上で第3問を終わります。

平成17年3月第1回定例会

散 会 午後2時01分

佐竹敬一議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。